

議案第1号

船橋市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年5月23日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市市税条例等の一部を改正する条例

(船橋市市税条例の一部改正)

第1条 船橋市市税条例(昭和29年船橋市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(納税証明書の交付手数料) 第18条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の <u>交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)</u> の手数料は、船橋市手数料条例(昭和36年船橋市条例第11号)に定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。	(納税証明書の交付手数料) 第18条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の <u>交付手数料</u> は、船橋市手数料条例(昭和36年船橋市条例第11号)に定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。
2 (略) (所得割の課税標準)	2 (略) (所得割の課税標準)
第33条 (略)	第33条 (略)
2及び3 (略)	2及び3 (略)
4 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u>	4 <u>前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその</u>

	<p>記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書 (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p>	<p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書 (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p>

(寄附金税額控除)

第34条の6 (各号列記以外の部分略)

(1)~(4) (略)

(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人のうち、市内に事務所を有するものに対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(6)~(10) (略)

2 (略)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の8 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控

(寄附金税額控除)

第34条の6 (各号列記以外の部分略)

(1)~(4) (略)

(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)のうち、市内に事務所を有するものに対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(6)~(10) (略)

2 (略)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の8 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控

除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないもの)を除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得

除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。

等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～9 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 (各号列記以外の部分略)

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3)及び(4) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～9 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 (各号列記以外の部分略)

(1) (略)

(2)及び(3) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有する

等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 特定配偶者の氏名

(3)及び(4) (略)

2～5 (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧又は固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたも

ものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2)及び(3) (略)

2～5 (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧又は固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧又は法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同

のの閲覧を含む。)又は法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、船橋市手数料条例に定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。

附 則

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

3～17 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株

条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付の手数料は、船橋市手数料条例に定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。

附 則

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

3～17 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株

式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

- 3 (略)
(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)
第17条の2 (略)
- 2 (略)
- 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に

式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

- (1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

- 3 (略)
(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)
第17条の2 (略)
- 2 (略)
- 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡

規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2及び3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2及び3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2及び3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。
(1) 第36条の2第1項の規定による申告書
(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2及び3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適

	<p><u>用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</u>に限り、適用する。ただし、<u>第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</u> <u>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた<u>年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書</u>にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>	<p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた<u>年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書</u>にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(<u>条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</u>であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、</p>

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の6の規定を適用する。

同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の6の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(船橋市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 船橋市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年船橋市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
--	---

を

<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万</p>
---	---

円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。に
第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

改める。

改正後	改正前
<p>附 則 (市民税に関する経過措置) 第2条 (略) 2 新条例第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (市民税に関する経過措置) 第2条 (略) 2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中船橋市市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条

の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項、第17条の2第3項及び第25条の改正規定並びに同条例附則第26条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中船橋市市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の8第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（船橋市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年船橋市条例第42号）附則第2条第2項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中船橋市市税条例第18条の4第1項及び第73条の2の改正規定並びに次条及び附則第4条第2項の規定 令和6年4月1日
（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の船橋市市税条例第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の船橋市市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の船橋市市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3

第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の船橋市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の船橋市市税条例第73条の2（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧及び同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

理 由

地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除等について、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第2号

船橋市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年5月23日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市都市計画税条例の一部を改正する条例

船橋市都市計画税条例（昭和31年船橋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 1～14（略）</p> <p>15 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第5項、第6項、第8項及び第9項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第10項の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>同項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第11項から第13項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p>16 法附則第15条第1項、第10項、第14項か</p>	<p>附 則 1～14（略）</p> <p>15 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第6項、第8項及び第9項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第10項の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第10項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第11項から第13項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</p> <p>16 法附則第15条第1項、第10項、第14項か</p>

ら第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

17 (略)

ら第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項若しくは第40項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

17 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

地方税法の一部改正に伴い、課税標準の特例について、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第3号

船橋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年5月23日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

船橋市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年船橋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第3条（略） 2 補償を受ける権利を譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることはできない。	第3条（略） 2 補償を受ける権利を譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることはできない。 <u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、補償を受ける権利について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第4号

船橋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年5月23日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

船橋市病院事業の設置等に関する条例（昭和58年船橋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第1				別表第1			
種別	単位	金額		種別	単位	金額	
		市内 に住所 を有す る者	市外 に住所 を有す る者			市内 に住所 を有す る者	市外 に住所 を有す る者
1～8 (略)	(略)	(略)		1～8 (略)	(略)	(略)	
9 非紹介 患者初 診加算 料	(略)	7,700円		9 非紹介 患者初 診加算 料	(略)	5,500円	
		5,500円				3,300円	
10 紹介 済患者 再診加 算料	(略)	3,300円		10 紹介 済患者 再診加 算料	(略)	2,750円	

	歯科医師 である保 険医によ る再診の 場合		2,090円
11～14 (略)	(略)	(略)	(略)
備考			
1～4 (略)			
5 非紹介患者初診加算料は他の病院又は診療所からの文書による紹介なしに受診した者の初診について、紹介済患者再診加算料は他の病院(一般病床を有する医療法(昭和23年法律第205号)第4条第1項に規定する地域医療支援病院(一般病床の数が200未満であるものを除く。)、 <u>同法第4条の2第1項に規定する特定機能病院及び同法第30条の18の2第1項に規定する外来機能報告対象病院等(同法第30条の18の4第1項第2号の規定に基づき、<u>同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が200未満であるものを除く。)</u>を除く。)</u> 又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず受診した者の再診について徴収する。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。			
6 (略)			

	歯科医師 である保 険医によ る再診の 場合		1,650円
11～14 (略)	(略)	(略)	(略)
備考			
1～4 (略)			
5 非紹介患者初診加算料は他の病院又は診療所からの文書による紹介なしに受診した者の初診について、紹介済患者再診加算料は他の病院(一般病床を有する医療法(昭和23年法律第205号)第4条第1項に規定する地域医療支援病院(一般病床の数が200未満であるものを除く。)) <u>及び同法第4条の2第1項に規定する特定機能病院を除く。)</u> 又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず受診した者の再診について徴収する。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。			
6 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の9の項及び10の項の規定は、令和4年10月1日以後の診療に係る非紹介患者初診加算料及び紹介済患者再診加算料について適用し、同日前の診療に

係る非紹介患者初診加算料及び紹介済患者再診加算料については、なお従前の例による。

理 由

保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴い、非紹介患者初診加算料及び紹介済患者再診加算料の額等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第5号

船橋市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年5月23日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

船橋市自転車等駐車場条例（平成27年船橋市条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1 第二種自転車等駐車場		別表第1 第二種自転車等駐車場	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
		船橋市津田沼駅第一自転車等駐車場	船橋市前原西2丁目 650番
		船橋市津田沼駅第二自転車等駐車場	船橋市前原西2丁目 650番

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

理 由

津田沼駅第一自転車等駐車場及び津田沼駅第二自転車等駐車場を廃止するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第6号

船橋市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年5月23日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市手数料条例の一部を改正する条例

船橋市手数料条例（昭和36年船橋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第2		別表第2	
手数料を徴収する事務	金額(特に定めるものを除き、1件につき)	手数料を徴収する事務	金額(特に定めるものを除き、1件につき)
1～18 (略)	(略)	1～18 (略)	(略)
19 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するも	(略)	19 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成	(略)

のであること について の認定の申 請に対する 審査	
20 租税特別 措置法第28 条の4第3項 第6号若しく は第63条第3 項第6号又は 第31条の2第 2項第15号ニ 若しくは第 62条の3第4 項第15号ニ に規定する 住宅の新築 が優良な住 宅の供給に 寄与するも のであるこ とについて の認定の申 請に対する 審査	(略)
21～34 (略)	(略)
別表第3	
手数料を徴収 する事務	金額(特に定めるものを 除き、1件につき)
1～61 (略)	(略)
62 租税特別 措置法第28 条の4第3項	(略)

が優良な宅 地の供給に 寄与するも のであるこ とについて の認定の申 請に対する 審査	
20 租税特別 措置法第28 条の4第3項 第6号、第63 条第3項第6 号若しくは 第68条の69 第3項第6号 又は第31条 の2第2項第 15号ニ若し くは第62条 の3第4項第 15号ニに規 定する住宅 の新築が優 良な住宅の 供給に寄与 するもので あることに ついての認 定の申請に 対する審査	(略)
21～34 (略)	(略)
別表第3	
手数料を徴収 する事務	金額(特に定めるものを 除き、1件につき)
1～61 (略)	(略)
62 租税特別 措置法第28 条の4第3項	(略)

第7号イ又は第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査

63 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査

(略)

第7号イ、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査

63 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ、第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査

(略)

64～256 (略)	(略)
257 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請に対する審査	<p>1 認定の申請に係る計画に住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し(以下この項において「確認書等」という。)の添付がある場合 <u>アからウまでの区分に応じ次に掲げる金額</u> <u>ア及びイ (略)</u> <u>ウ ア及びイ以外</u> <u>イに規定する住宅の区分に応じイに掲げる金額</u></p> <p>2 認定の申請に係る計画に確認書等の添付がない場合 <u>アからウまでの区分に応じ次に掲げる金額</u> <u>ア及びイ (略)</u> <u>ウ ア及びイ以外</u> <u>イに規定する住宅の区分に応じイに掲げる金額</u></p> <p>(摘要) 1及び2 (略)</p>
258 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による認定の申請	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請の項に掲げる区分に応

64～256 (略)	(略)
257 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に対する審査	<p>1 認定の申請に係る計画に住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し(以下この項において「確認書等」という。)の添付がある場合 <u>建築の区分に応じ次に掲げる金額</u> <u>ア及びイ (略)</u></p> <p>2 認定の申請に係る計画に確認書等の添付がない場合 <u>建築の区分に応じ次に掲げる金額</u> <u>ア及びイ (略)</u></p> <p>(摘要) 1及び2 (略)</p>
258 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による認定の申請	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請の項に掲げる区分に応

<p>定による変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額 (摘要) 1 (略) 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する第6条第2項の規定による申出があった場合の変更の認定の申請の手数料の金額は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請の項の摘要の2の規定を準用する。この場合において、同項の摘要の2の規定中「認定の申請」とあるのは「変更の認定の申請」と、「表に定める金額」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額」と読み替えるものとする。</p>	<p>定による変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額 (摘要) 1 (略) 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する第6条第2項の規定による申出があった場合の変更の認定の申請の手数料の金額は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請の項の摘要の2の規定を準用する。この場合において、同項の摘要の2の規定中「認定の申請」とあるのは「変更の認定の申請」と、「表に定める金額」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める金額に2分の1を乗じて得た金額」と読み替えるものとする。</p>
<p>259～274 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>259～274 (略)</p>	<p>(略)</p>

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第2の19の項及び20の項並びに別表第3の62の項及び63の項の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「改正法」という。）第3条の規定による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の7の2に規定する連結法人の連結親法人事業年度（同法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。）が令和4年4月1日前に開始した連結事業年度（同項に規定する連結事業年度をいう。）における当該連結法人の短期所有に係る土地の譲渡等（改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第68条の69第2項第1号に規定する短期所有に係る土地の譲渡等をいう。）に関する改正後の別表第2の19の項及び20の項並びに別表第3の62の項及び63の項の規定の適用については、別表第2の19の項中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハ」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の69第3項第5号イ」と、同表20の項中「租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニ」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の69第3項第6号」と、別表第3の62の項中「租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イ」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の69第3項第7号イ」と、同表63の項中「租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニ」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の69第3項第7号ロ」とする。

理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定の申請等に係る手数料について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第7号

令和4年度小学校（1・2年）電子黒板（北部・西部地区）物品供給契約の締結について

電子黒板（北部・西部地区）の購入について、次のとおり物品供給契約を締結する。

令和4年5月23日提出

船橋市長 松 戸 徹

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 電子黒板（北部・西部地区）の購入 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 167,200,000円 |
| 4 契約の相手方 | 千葉県船橋市八木が谷1丁目11番28号
ダイイチサプライ株式会社
代表取締役 竹内 祐二 |

理由

電子黒板（北部・西部地区）を購入するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第8号

令和4年度小学校（1・2年）電子黒板（南部・東部地区）物品供給契約の締結について

電子黒板（南部・東部地区）の購入について、次のとおり物品供給契約を締結する。

令和4年5月23日提出

船橋市長 松 戸 徹

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 電子黒板（南部・東部地区）の購入 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 162,800,000円 |
| 4 契約の相手方 | 千葉県船橋市八木が谷1丁目11番28号
ダイイチサプライ株式会社
代表取締役 竹内 祐二 |

理由

電子黒板（南部・東部地区）を購入するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第9号

損害賠償の額の決定について

施設管理瑕疵による損害賠償請求事件について、次のとおり損害賠償の額を定める。

令和4年5月23日提出

船橋市長 松 戸 徹

記

1 相手方

東京都中央区新川1丁目3番3号2F

株式会社トップランク

代表取締役 五十嵐 真一

2 要旨

- (1) 被告は、原告に対し、賠償金として32,500,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

理 由

施設管理瑕疵による損害賠償請求事件について、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第10号

市道の路線認定及び変更について

市道の路線を次のとおり認定及び変更する。

令和4年5月23日提出

船橋市長 松 戸 徹

認定

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
64-141	三咲1丁目 425-7	三咲1丁目 318-3	6.08 6.11	62.57	
66-105	二和西4丁目 98-17	二和西4丁目 98-24	6.00 6.00	94.26	
05P003	海神6丁目 1168-1	海神6丁目 1123-6	2.00 2.00	23.53	
合 計				180.36	

変更

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
59-058	坪井町 1350	坪井町 1350	6.00 6.01	118.26	変更前
59-058	坪井町 1350	坪井東 6 丁目 1366-33	6.00 6.01	465.19	変更後
				346.93	
合 計				346.93	

理 由

市道の路線認定及び変更について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第 11 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和 4 年 5 月 23 日提出

船橋市長 松 戸 徹

専 決 処 分 書

船橋市市税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）の施行に伴い、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

船橋市長 松 戸 徹

船橋市市税条例の一部を改正する条例

船橋市市税条例（昭和29年船橋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)</u>を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</u></p> <p>16 (略)</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧又は固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付の手数料)</p> <p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(<u>同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。</u>)の関</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)</u>を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</u></p> <p>16 (略)</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧又は固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付の手数料)</p> <p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧又は法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載さ</p>

覽又は法第 382 条の 3 に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付の手数料は、船橋市手数料条例に定めるところによる。ただし、法第 416 条第 3 項又は第 419 条第 8 項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。

附 則

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 10 条の 2 (略)

2 (略)

3 法附則第 15 条第 26 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

4 法附則第 15 条第 26 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

5 法附則第 15 条第 26 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

6 法附則第 15 条第 26 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

7 法附則第 15 条第 26 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

8 法附則第 15 条第 26 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

9 法附則第 15 条第 26 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

10 法附則第 15 条第 26 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

11 法附則第 15 条第 26 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村

れている事項の証明書の交付の手数料は、船橋市手数料条例に定めるところによる。ただし、法第 416 条第 3 項又は第 419 条第 8 項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。

附 則

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 10 条の 2 (略)

2 (略)

3 法附則第 15 条第 27 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

4 法附則第 15 条第 27 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

5 法附則第 15 条第 27 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

6 法附則第 15 条第 27 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

7 法附則第 15 条第 27 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

8 法附則第 15 条第 27 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

9 法附則第 15 条第 27 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

10 法附則第 15 条第 27 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

11 法附則第 15 条第 27 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村

の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

15 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

16 及び 17 (略)
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)
2～7 (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

9 (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定す

の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

15 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

16 及び 17 (略)
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)
2～7 (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

9 (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定す

る特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

11 及び 12 (略)

(宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第 12 条 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に 100 分の 5(商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100 分の 2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度

る特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

11 及び 12 (略)

(宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第 12 条 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15

<p>分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の船橋市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 4 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 3 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第12号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和4年5月23日提出

船橋市長 松 戸 徹

専 決 処 分 書

船橋市都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の施行に伴い、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

船橋市長 松 戸 徹

船橋市都市計画税条例の一部を改正する条例

船橋市都市計画税条例（昭和31年船橋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 (略) (法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 (法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>4 (略) (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>5 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が</p>	<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 (略) (法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 (法附則第15条第35項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>4 (略) (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>5 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))</p>

当該年度分の固定資産税について法第 34 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

6～15 (略)

16 法附則第 15 条第 1 項、第 10 項、第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項若しくは第 40 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。

17 (略)

又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

6～15 (略)

16 法附則第 15 条第 1 項、第 10 項、第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 22 項、第 26 項、第 29 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項若しくは第 43 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。

17 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の船橋市都市計画税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 3 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第13号

固定資産評価審査委員会委員選任の同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員佐瀬 俊道は、令和4年6月30日をもって任期が満了するので、引き続き同人を委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和4年5月23日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第14号

固定資産評価審査委員会委員選任の同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員柳町 和巳は、令和4年9月30日をもって任期が満了するので、引き続き同人を委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和4年5月23日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第15号

令和4年度船橋市一般会計補正予算

令和4年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ640,455千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ231,080,455千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月23日提出

船橋市長 松戸 徹

